

土木部

No. 4

制度名	河川等災害復旧事業	主管課名 河川課・ 水防災・砂防対策室	問合せ先 029-301-4490										
目的・趣旨	異常な天然現象によって被災した公共土木施設の速やかな復旧を図るため、市町村が維持管理する河川、道路及び下水道等に関わる災害復旧に対して補助を行う。												
<p>〔対象団体〕 市町村</p> <p>〔対象事業〕 市町村が管理する河川、道路及び下水道施設等の公共土木施設に関わる災害復旧事業</p> <p>〔補助要件等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・暴風・洪水・豪雨・地震など、「異常な天然現象」により生じた災害であること・被災した施設が「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定する公共土木施設で、地方公共団体（市町村等）が現に維持管理している施設であること <p>〔異常な天然現象としての採択要件〕</p> <p>河川災害：河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割程度以上の水位</p> <p>河川以外の施設災害（道路施設等）：</p> <ul style="list-style-type: none">最大24時間雨量80mm以上の降雨又は時間雨量20mm以上の降雨・復旧方法は原形復旧を基本とするが、単なる元通りに復旧するのではなく、「従前の効用を回復する」ことが目的であり、技術基準等に基づき適切な構造での復旧が可能。 <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none">・被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて国の災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定される。・対象となる経費は復旧に要する費用であり、本工事費のほか一部の応急工事や用地・補償費が対象。 <p>〔補助限度額等〕</p> <ul style="list-style-type: none">・事業費は、1箇所あたりの工事費が60万円以上であること <p>〔経費負担割合〕</p> <ul style="list-style-type: none">・国負担は、2/3以上（※1：激甚災害等の場合は、補助率が嵩上げ）・交付税措置により、実質的な市町村負担は最大でも1.7%（災害発生年の場合）													
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td>—</td><td>2/3※1</td><td>—</td><td>1/3</td><td>—</td></tr></tbody></table>				区分	国	県	市町村	その他	—	2/3※1	—	1/3	—
区分	国	県	市町村	その他									
—	2/3※1	—	1/3	—									
〔令和5年度当初予算額〕 千円		〔令和5年度補助対象団体〕 団体											
<p>〔備考〕</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模災害時には、要件を満たす場合、測量・設計等の調査費用も補助対象となるほか、国の災害査定に必要な申請書類の一部を簡素化し申請することができる。													